

質問回答

2017年7月19日

「メキシコ国自動車産業クラスター振興プロジェクト」

(公示日:2017年7月12日/公示番号:170418)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 第7「見積価格及び内訳書」	契約全体が複数の契約期間に分かれているが、全体分の見積りのみを提出することでよいとの解釈で妥当でしょうか。	見積りについては、第一期、第二期、全体と3つ提出をお願い致します。
2	【第2業務の目的・内容に関する事項】、「2.プロジェクトの概要」「(4)活動の概要」の【成果1に係る活動】の5)	「必要に応じて育成指導を検討する」とあります。この育成指導は、成果2の活動とされる「KAIZEN Driving Competitiveness Project」に含まれる(指導が必要とされた企業は KAIZEN Driving Competitiveness Project に参加する)との解釈で妥当でしょうか。	成果2の活動とされる「KAIZEN Driving Competitiveness Project」に含まれるとの解釈です。
3	【第2業務の目的・内容に関する事項】、「2.プロジェクトの概要」「(7)プロジェクト実施体制」	長期専門家(チーフアドバイザー)と業務実施契約の専門家に関して、具体的な活動分担は想定されているのでしょうか。	長期専門家(チーフアドバイザー)に対して想定する業務は下記の通りです。 ・プロジェクト全体の総括 ・現地日系企業との協力関係の構築 ・業務実施契約の専門家の活動支援 ・プロジェクトの継続的活動のためのプラットフォームの形成
4	【第2業務の目的・内容に関する事項】、「5.実施方針及び留意事項」「(10)カイゼンクラブの組成と活動支援について」	今回のプロジェクト活動で実施する「KAIZEN Driving Competitiveness Project」への参加企業に限定して、前プロジェクト期間中に対象3州で組成された「カイゼングループ」とは別に組成するの	「カイゼングループ」を発展拡大する考え方も含まれます。

		でしょうか。それとも、「カイゼングループ」を発展 拡大する考え方も含まれるのでしょうか。	
--	--	---	--

以上